

2025年4月改正！

改正建築基準法等対応講習会

木造住宅における増改築工事のほか、大規模の修繕に該当するリフォーム工事では、2025年4月に施工された「改正建築基準法」や「改正建築物省エネ法」により、建築確認申請の義務や建築物省エネ基準に適合させる必要があるなど、これまでとは異なる、幅広い建築事業者・建設事業に影響がある大きな改正がありました。改正された建築関連法の内容の理解を深めていただき、事業者として適切な対応ができるよう講習会を開催いたします！！

違反には罰則あり！

■講習会の概要

1. 吉川市における主な建築制限
2. 建築基準法と建築物省エネ法の改正概要
3. 工事着工前に必要な申請手続きと注意点
4. 工事完了後の対応

■説明

吉川市 都市計画部 開発建築課

■日 時：令和7年5月19日（月）18時～19時（受付開始17時40分～）

■会 場：吉川市商工会館 2階会議室

■参加費：無料

■申込定員：50名（先着順）

■お問い合わせ・お申し込み先

吉川市商工会（担当：岡崎・田中） tel. 048-981-1211 fax. 048-984-1189

本用紙に必要事項をご記入の上、**FAXにて5月14日（水）**までにお申し込みください

事業所名

所在地

TEL

FAX

受講者お名前①

受講者お名前②